

答 申 書

平成13年12月20日付け広段計第89号で諮問のあった事案のうち、実施機関が広島市指令段計第55号で公文書不開示決定をしたことに対する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

平成13年9月26日付け異議申立書の趣旨は、同年9月11日付けの「平成13年調製の段原土地区画整理事業審議会の選挙人名簿に記載されている人が死亡していることが分かる資料。その死亡人について記載されている住所が分かる資料」の開示請求に対し、実施機関が、同月21日付け広島市指令段計第55号で公文書不開示決定を行ったことの取消しを求めるというものである。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述等での異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

開示請求した「請求する公文書の件名又は内容」と市が示した「公文書の件名」の内容が大幅に違う。デタラメである。

開示しない理由として「選挙人の死亡については、個人情報であるため」となっているが、死亡された人の名前を選挙人名簿で公開したと矛盾する。

選挙人名簿の中で何人の人が亡くなられており、その方たちの名前を教えてくださいと、情報公開を求めているものである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

公共施行で行われる土地区画整理事業の場合、審議会を設置する必要があり（土地区画整理法（以下「法」という。）第56条第1項）、その委員は、選挙又は本市により選ばれる。（法第58条第1項、第3項）

区画整理審議会委員の選挙は、人ではなく土地に着目して行うものであることから、選挙権を有する者は、施行区域内の宅地所有者又は借地権者であり（法第58条第1

項)、未成年者や法人も選挙権を有するものである。

本件の開示請求は、宅地所有者から選ばれる審議会委員の補欠選挙の選挙人名簿に関するものであるが、選挙人は、宅地所有者であるため、土地の権利を公示する制度である不動産登記の名義人を、選挙人名簿に記載している。登記名義人の住所移転を確認する必要性から、戸籍や住民票の調査を行い、その際に、登記名義人の死亡が判明するが、相続人から遺産分割協議書等の提出がなければ、本市には相続人(所有者)が誰であるか不明のため、死亡者であっても、登記名義人であれば、選挙人名簿に記載することとなる。

本件の請求対象である「死亡の事実や死亡者の住所」については、このような名簿作成の過程での戸籍や住民票の調査により得られる情報であり、これを公文書として特定したものである。

異議申立ての理由として、個人情報のため不開示としたことと、死亡者の名前を選挙人名簿で公開したことは矛盾するとのことであるが、この選挙人名簿は、名簿(選挙)の公正を確保するため、2週間公衆の縦覧に供することとされているものであり(土地区画整理法施行令第21条第1項)、その限りでは個人情報を公開することが許されているものであるため、矛盾しない。

5 審査会の判断

(1) 広島市の情報公開制度の理念

広島市の情報公開制度の理念は、市民に「公文書の開示を求める権利」を保障することにより、市の保有する公文書は原則として開示することとし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進しようとするものである。

こうした理念を踏まえて、市の保有する公文書は原則として開示とされているが、一方で、広島市情報公開条例(以下「条例」という。)第3条において公文書の開示と個人のプライバシーを中心とする個人の権利利益の保護の調和をうたっているように、その保護を期する必要から、市の保有する情報のうち「個人に関する情報で実質的に個人が特定され、又は特定され得るもの」については、原則として開示をしない取扱いをすることとされている。また、開示することにより行政の公正又は適切な執行に著しい支障が生ずる情報等についても、公開しないことが公益に資するものである。

このように、条例は、原則開示を基本としながらも、開示に適しない情報が存在することを考慮し、このような情報を適用除外事項として類型化し、公文書の開示を求める権利との調整を図っているものである。

条例第7条第1号は、原則として個人情報是不開示とし、同号ただし書に該当する場合は開示できるものとして、個人のプライバシーを中心とする権利利益の保護に万全を期すという、いわゆる個人識別型の規定となっているものである。

(2) 公文書の特定について

異議申立人は、異議申立人の開示請求と市が特定した公文書とが異なると主張するので、これについて判断する。

異議申立人は、「平成13年調製の段原土地区画整理事業審議会の選挙人名簿に記載されている人が死亡していることが分かる資料。その死亡人について記載されている住所が分かる資料」を開示請求したものであるが、これに対し、実施機関は、「平成13年8月2日調（平成13年9月6日修正）広島圏都市計画事業段原土地区画整理審議会委員補欠選挙宅地所有者選挙人の戸籍の情報及び住民基本台帳の情報」を特定したものである。

異議申立人の言う「平成13年調製の段原土地区画整理事業審議会の選挙人」が、実施機関の言う「平成13年8月2日調（平成13年9月6日修正）広島圏都市計画事業段原土地区画整理審議会委員補欠選挙宅地所有者選挙人」であることについては争いがないので、異議申立人の言う「選挙人名簿に記載されている人が死亡していることが分かる資料」が、実施機関の言う「選挙人の戸籍の情報及び住民基本台帳の情報」に該当するかが問題となる。

実施機関は、本件選挙人名簿の調製のために、土地区画整理法第74条に基づき、戸籍及び住民票を入手し、不動産登記の名義人の住所移転を確認したと説明するものであるが、この点について、不自然な点はない。そうであるとすれば、実施機関の保有する「選挙人の戸籍の情報及び住民基本台帳の情報」には、「選挙人名簿に記載されている人が死亡している」情報が含まれているため、実施機関の公文書の特定に誤りはない。

(3) 条例第7条第1号（個人情報）の該当性について

異議申立人が求める死亡の事実及び死亡者の住所が個人情報であることについては、論を待たない。したがって、実施機関は、条例第7条第1号ただし書の例外に該当しない限り、当該情報を開示してはならないが、ただし書のうち、「イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」、「ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「エ 公務員の職務の遂行に係る情報」のいずれにも該当しないことは明らかであるので、「ア 法令の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報」であるかどうかについて判断する。

まず、「戸籍の情報及び住民基本台帳の情報」であるが、これらは、戸籍法 第1

0条第2項又は住民基本台帳法第11条第2項及び同法第12条第2項の規定に基づき、閲覧、謄本等の請求においては、その請求事由を明らかにする必要があるものである。このように、限定的に開示されている情報は、「法令の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報」には該当しない。

次に、異議申立人は、「土地区画整理事業審議会の選挙人名簿」が公開されている情報であると主張するので、これについて判断する。この選挙人名簿は、土地区画整理法施行令第21条第1項の規定に基づき、選挙の公正を確保するため、2週間に限り公衆の縦覧に供することとされており、この縦覧期間においては、「法令の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報」に該当するものであるが、本件開示請求は、この期間になされたものではないため、条例第7条第1号ただし書アには該当しない。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

6 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

異議申立人は、市が説明した「約53万円/坪で清算する」ことを実現しないことに抗議しているものである。この点について実施機関は、不適切な説明を行ったことを認めているものの、清算金については、正式な手続を踏んで平均約100万円/坪と定めたとしているものである。

実施機関から提出された資料からは、昭和56年4月の住民懇談会での説明を始めとして、住民に対し、繰り返し、小宅地対策に係る清算金が平均坪53万円程度と受け取られるような説明を行っていたことが認められる。このような状況において、住民が、約53万円/坪が清算金として決定されたものである、あるいは、決定されるものであると考えたということである。

当審査会は、本件公文書の不開示について審議を行ったものであり、この清算金問題について判断するものではないが、双方のわだかまりが解消し、再開発事業が円満に完了することを望むものである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成13年12月20日	実施機関から、諮問第19号を受理
平成14年 3月 1日	実施機関から、「実施機関の見解」を受理

平成14年 2月 8日 (第1回審査会)	審議(実施機関の不開示理由等の説明)
平成14年 3月22日	異議申立人から、口頭意見陳述の申立書を受理
平成14年 3月29日	異議申立人から、意見書を受理
平成14年 4月 8日 (第2回審査会)	審議(異議申立人の口頭意見陳述)
平成14年 5月 7日 (第3回審査会)	審議